

概要版

津島市

人権施策 推進プラン

2030

(改訂版)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和8年3月
津島市



計画策定にあたって

● 計画改訂の目的

令和3年3月に策定した「津島市人権施策推進プラン2030」は、令和12年度までの10年間を計画期間としており、令和7年度は策定から5年が経過し、中間年度となります。

中間見直し時期を迎えるにあたり、市民意識調査による意見聴取や人権施策推進審議会での審議を行い、新たな課題に対応するべく施策の見直しを図り、令和8年度からは「津島市人権施策推進プラン2030（改訂版）（以下、「本プラン」という。）」として計画の一層の推進を図ります。

● 計画の基本目標

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考えるとともに、相手の立場に立って人権について考え、人権尊重の大切さを理解し、普段の生活の中で学び、実践していくことが必要です。

本プランにおいても、引き続き基本目標の下、だれもが人として尊重される人権社会の実現に向けて取り組んでいきます。



● 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。
令和7年度に中間評価を実施し、計画の改訂版を作成しました。

● 計画の基本的概念

01

一人ひとりの
人権意識の向上

個人での取組

02

個人(お互い)の
尊厳の確保

相手との取組

03

心のバリアフリーの
推進

みんなで行う取組

計画の体系

あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現を目指し、3つの基本的概念を踏まえて、「分野別課題と取組の方向」及び「基本施策の推進」に取り組みます。

計画の体系図

計画の基本目標

あらゆる偏見や差別を解消し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合う明るく安心して暮らせるまちの実現

計画の基本的概念

一人ひとりの
人権意識の向上
個人

個人(お互い)の
尊厳の確保
相手

心のバリアフリー
の推進
みんな

分野別課題

部落差別(同和問題)

女性

子ども

高齢者

障がいのある人

外国人

感染症患者等

インターネット

新
性の多様性

さまざまな人種

基本施策の展開

人権教育・啓発の推進

相談・支援体制の充実

計画の
推進

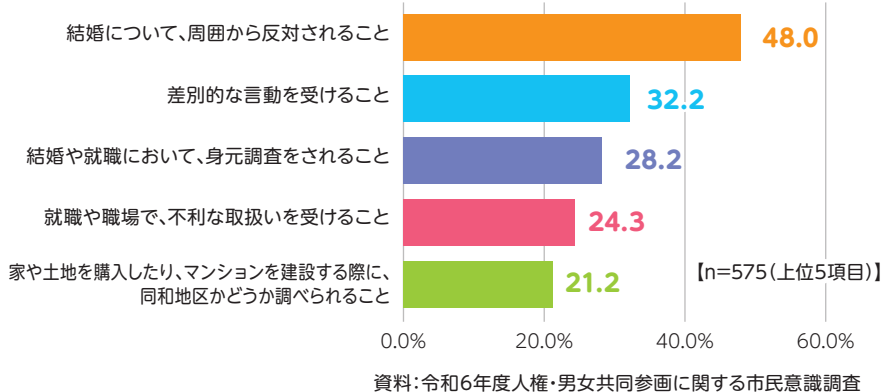
推進体制(庁内組織体制・人権擁護委員の活動支援)、職員研修

分野別課題と取組の方向

部落差別 (同和問題)

本市の人権問題において重要な柱として位置付けている部落差別(同和問題)について、個人の意識改革に向けて人権教育・啓発の取組を進めます。

●部落差別(同和問題)について人権が尊重されていないと思うこと



取組の方向

教育・啓発

- 行政、地域社会、学校などが連携して様々な場における効果的な教育・啓発活動を推進

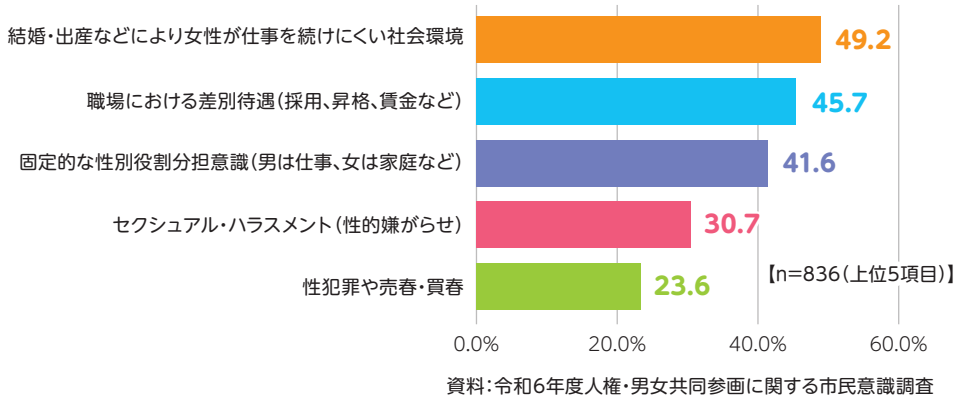
南文化センターの有効活用

- 啓発・交流の拠点となる取組を推進
- 地域住民の福祉や文化の向上
- 地域住民の生活相談などのための関係機関との連携

女性

性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、女性活躍の推進、DV対策、困難な問題を抱える女性の支援を推進します。

●女性の人権が尊重されていないと思うこと



取組の方向

女性活躍の推進

- 事業者への広報・啓発活動により自主的な取組を支援
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた啓発を推進

DV対策

- 広報・啓発、相談体制の充実などの基盤づくりを推進
- 若年層を対象とする予防啓発を推進

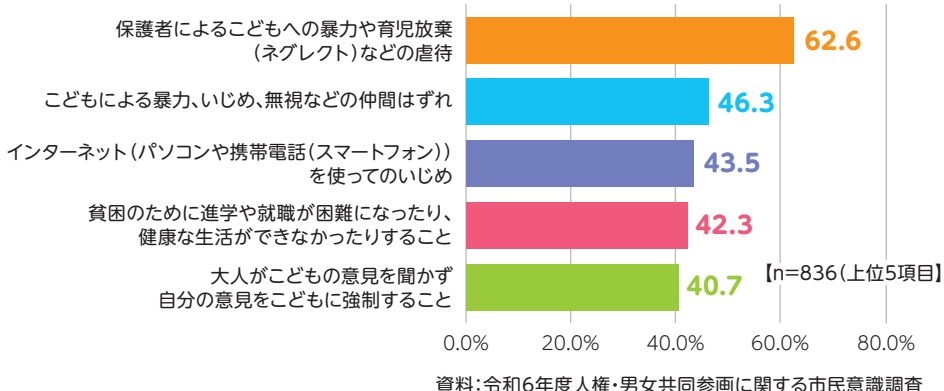
困難な問題を抱える女性の支援

- 庁内関係課及び関係機関等との連携強化、情報共有

子ども

将来を担う子どもの人権を尊重し、健やかで心豊かな成長を育めるよう、子どもの虐待、いじめ・不登校・引きこもりの防止や早期発見、心のケア等の支援を推進します。

●子どもの人権が尊重されていないと思うこと



取組の方向

虐待対策

- 早期発見と通告の啓発活動を推進
- 児童虐待を未然に防ぐ取組を推進

いじめ・不登校対策など

- 予防に向けた教育、子どもに対する心のケア、相談体制の充実
- 不登校の解決に向けて学校・家庭・地域が連携した取組を推進

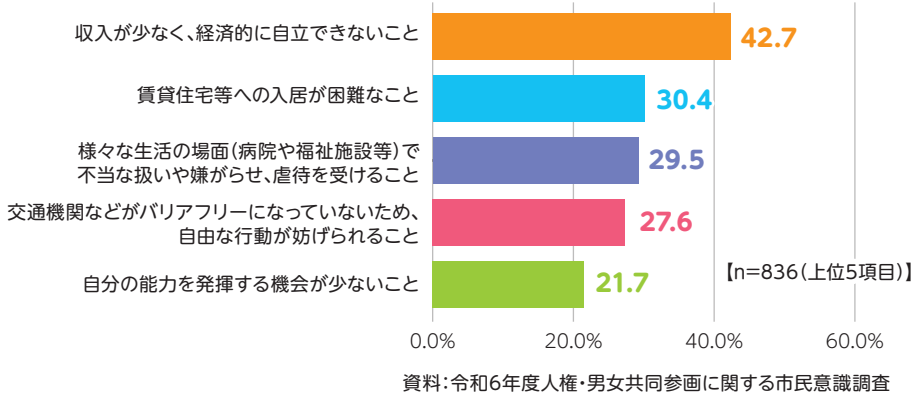
インターネット上の人権侵害や依存症防止などの理解促進

- インターネットを利用する上での問題を理解するための取組を推進

高齢者

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り・支え合いの促進、生きがいを推進します。

●高齢者の人権が尊重されていないと思うこと



取組の方向

見守りと支え合いの促進

- ・高齢者の見守り活動の充実・高齢者虐待の防止を推進
- ・支援を要する高齢者と家族を支える事業を推進

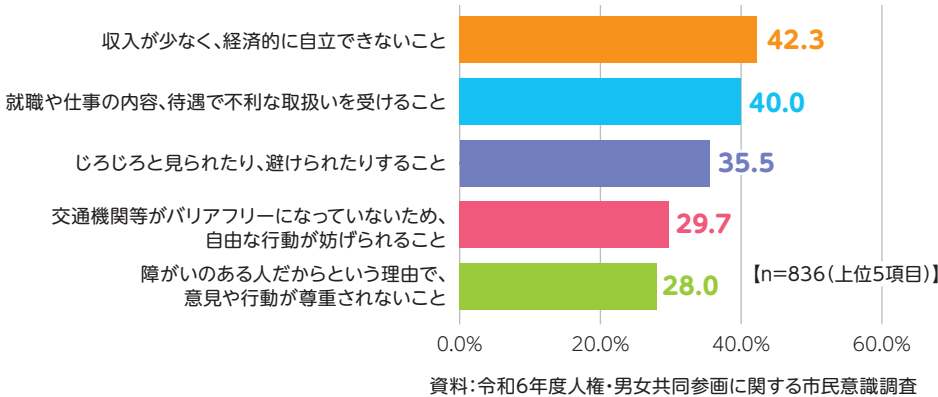
生きがいをづくり

- ・多様な社会参加を通じ、人と人との交流を促進
- ・高齢者がいつでも気軽に生涯学習やスポーツを行える環境づくりを推進

障がいのある人

障がいのある人も含めてだれもが生活しやすいまちを目指して、街のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、人権を尊重するまちづくりを推進します。

●障がいのある人の人権が尊重されていないと思うこと



取組の方向

ハードからハードへ、バリアフリーの推進

- ・道路・公園・公共施設などのユニバーサルデザインやバリアフリーを推進
- ・障がいのある人に配慮する心のバリアフリーの周知啓発を推進

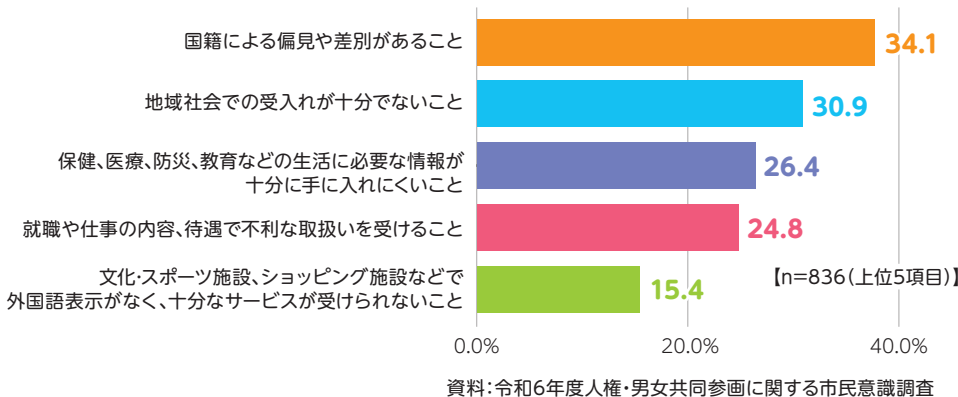
教育・啓発

- ・障がいのある人の人権尊重についての理解を深めるため、教育・啓発活動を推進

外国人

国籍や文化の違いにかかわらず互いに人権を尊重し、だれもが快適な生活を送ることができるよう、生活支援及び学校教育での理解促進を図ります。

●外国人の人権が尊重されていないと思うこと



取組の方向

生活支援

- ・多言語化や、やさしい日本語の活用による外国人向けの市民サービスなどの情報提供の充実
- ・日本語及び日本文化に関する学習支援の充実などの環境づくり

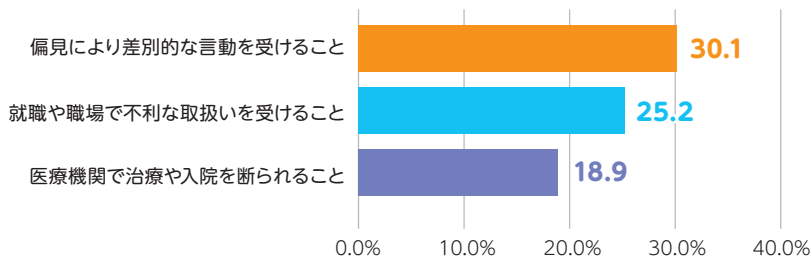
学校教育

- ・外国人に対する正しい理解の浸透を図るための、学校教育での普及活動の充実

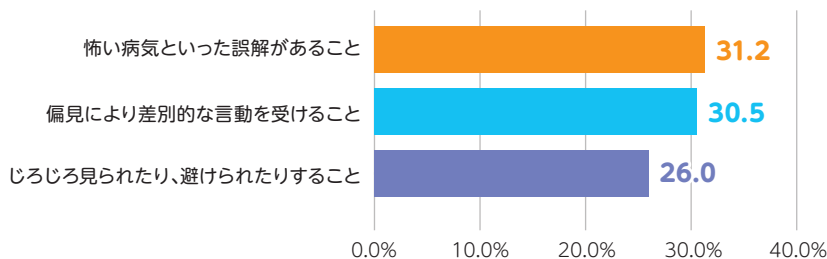
感染症患者等

従来から本市で取り組んできたハンセン病、HIV患者への対策や、世界的に大流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルスをはじめ、様々な感染症の患者に対する偏見や差別を受けない社会の実現に向け、市民が感染症等に関する正しい知識や理解を得られるよう、普及啓発促進を図ります。

●感染症患者の人権が尊重されていないと思うこと



【n=836(HIV感染者:上位3項目)】



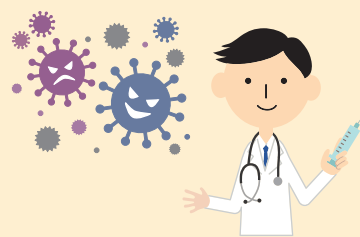
【n=836(ハンセン病患者:上位3項目)】

資料:令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

取組の方向

理解促進

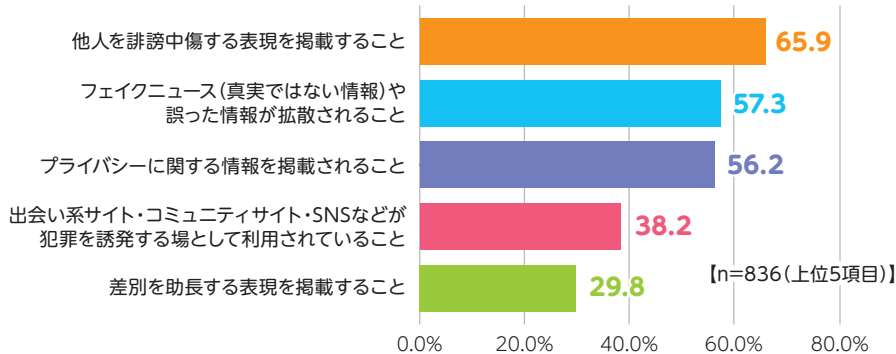
- ・感染症について正しく理解するための啓発活動の推進



インターネット

市民一人ひとりが安心してインターネットやSNS等を利用するため、個人情報の保護や情報収集・発信におけるモラルなどについて正しい理解と認識ができるよう、教育・普及啓発の促進を図ります。

●インターネット上で人権が尊重されていないと思うこと



【n=836(上位5項目)】

資料:令和6年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査

取組の方向

学校教育

- ・スマートフォンやインターネット等の正しい利用を促す教育を実施

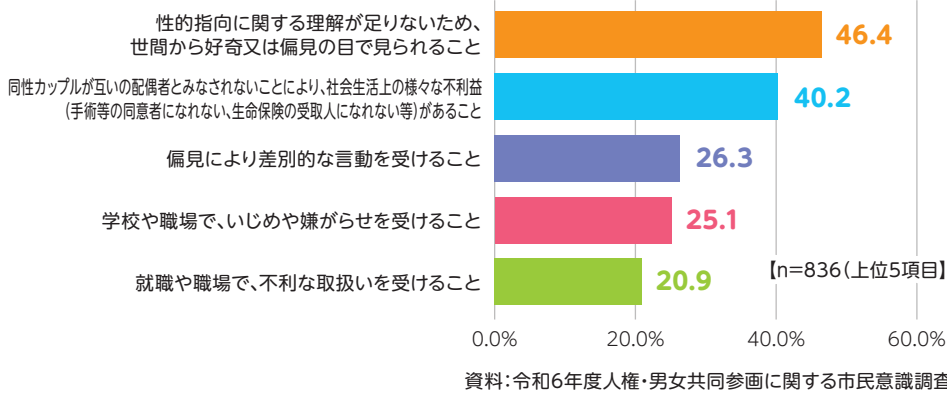
啓発促進

- ・個人情報保護や情報モラルなどの啓発の推進
- ・インターネット上で人権侵害があった場合の救済制度や支援機関などの情報提供

新 性の多様性

性的少数者の精神的な負担や生きづらさの軽減を図り、社会全体において性の多様性が尊重される社会を構築することが重要であることから、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進します。

●性的指向に関する人権上の問題について、特に問題となっていると思うこと



取組の方向

理解促進

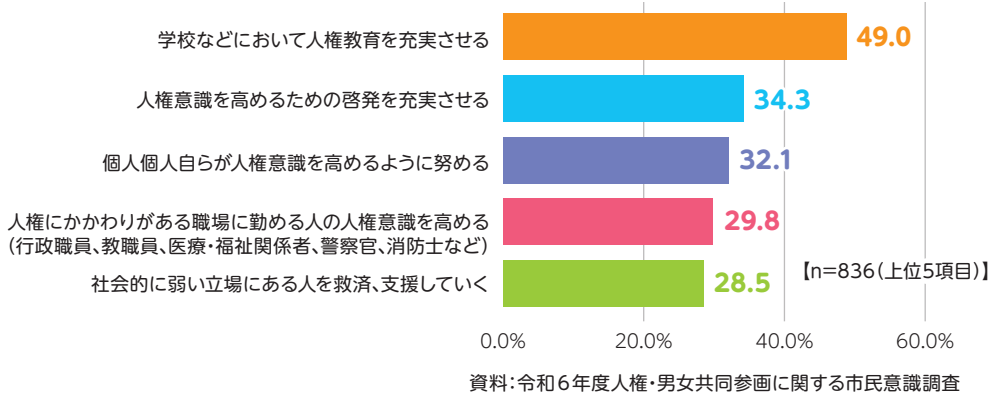
- ・性的少数者(LGBT等)に関する情報提供や学習会を通じた意識啓発



さまざまな人権

身元調査を始めさまざまな人権問題に対して、市民一人ひとりが自分の問題として捉え向き合えるように啓発するとともに、今後新たに生じる人権問題の発生に対応できるような体制作りを図ります。

●人権が尊重される社会を実現するために必要だと思う取組



取組の方向

さまざまな人権問題に対する理解促進

- ・さまざまな人権問題についての教育・啓発活動を幅広い視点で推進

社会情勢の変化に伴う人権問題への対応

- ・関係機関と連携して社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の把握に努めるとともに、情報提供を充実



基本施策の推進

人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりの人権意識の向上や個人の尊厳の確保に向けて、こどもの頃から人権を尊重することができる判断力・実践力を養うため、学校、幼稚園・保育所等、こどもたちの成長過程に応じた人権教育の推進や、大人に対しても人権について学習する機会の確保を図ります。

また、地域で活動する各団体等が連携して家庭教育・啓発を支援するとともに、企業や団体における人権教育・啓発を推進します。

【施策の内容】

学校での教育	●学校における人権教育の充実	●就学前における人権教育の推進
社会での教育	●家庭における人権教育の推進	●企業等事業所が実施する研修などへの支援
市民への啓発	●市民や団体の自主的な学習活動を支援	●市民の交流や相互理解・扶助の浸透
企業・団体への啓発	●企業・団体等における人権意識の啓発の推進	

相談・支援体制の充実

多種多様な人権侵害に対し、適切かつ迅速な対応を図るため、相談・支援体制のさらなる周知や充実を図るとともに、相談窓口や救済制度の周知を進めます。

さらに、人権に配慮した防災体制を整備し、避難所などでの被災後の人権対策を進めます。

【施策の内容】

各種の相談に 応えられる体制	●人権に関する相談・支援窓口の充実	●救済制度や支援機関などの情報提供
相談・支援にかかわる 関係機関等による連携	●人権救済機関、地域、関係機関などとの連携・協力の強化	
人権に配慮した 防災体制の整備	●人権に配慮した避難所運営方針の作成	●避難所などでの適切な人権的配慮の推進

計画の推進

1 推進体制

1 庁内組織体制

本プランに基づき、人権施策を総合的・効果的に推進するため「津島市人権施策推進本部」及びその下部に「幹事会」を組織するとともに、「津島市人権施策推進審議会」により全庁的に取り組みます。計画の推進にあたっては、関係部局相互の連絡調整を図り、総合的、効果的な施策の推進に取り組みます。

2 人権擁護委員の活動支援

地域における人権教育・啓発の促進に向けて、人権擁護委員に対する活動の支援及び研修を行います。

2 職員研修

本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を醸成できるよう、職員向けの研修や学習機会を一層充実します。

津島市 人権施策推進プラン2030 (改訂版) 概要版

令和8年3月 発行 愛知県津島市 編集 津島市 人権推進課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地 電話:0567-24-1111 (代表)